

徳島市住宅課リフォーム支援事業の補助対象工事について

補助対象工事

住環境の維持・向上を図るためのリフォーム工事
①住宅の修繕、補修、模様替え、増築（10㎡以内）等の工事 天井・壁紙・床・タイル等の張替え工事、部屋の間取り変更工事（ワークスペース設置を除く）など
②住宅の耐久性を高める工事 外壁の張替え・塗装・補修工事、屋根のふき替え工事、防水工事など
③住宅の安全上又は防災上必要な工事 バリアフリー工事、防火・耐火工事、補強工事など
④住宅の居住性を良好にするための工事 システムキッチン工事、床暖房工事、断熱工事、防音工事、窓や扉などの取り替え工事
⑤住宅の衛生上必要な工事 ユニットバス・洗面台等の取り替え工事、トイレの改修工事
⑥住宅と一体となって住環境を向上させるための外構工事（庭園工事は除く） 門扉・門柱、塀等の設置工事、カーポートの設置工事
⑦その他の工事 建物と一体となる家具・建具工事、サンルーム設置工事など

補助対象にならない工事

①宅配ボックスを購入し、業者に依頼せずに自分で設置する場合
②部材・部品などを購入し、業者に依頼せずに自分で設置する場合
③既存の換気扇や網戸などの単なる取り替えのみの場合
④故障した部品のみを交換し、修理する場合
⑤新築、増築（10㎡を超える）又はそれに伴う工事など
⑥家電製品や家具などの備品購入又はそれに伴う工事など エアコン・テレビなどの電化製品の設置、カーテン・ブラインドなどの設置
⑦単なる解体、撤去工事 住宅・倉庫の解体工事、門扉・門柱、塀、フェンス、樹木の撤去など
⑧徳島市の他の補助金と重複する工事 耐震改修工事の部分など
⑨その他（リフォームとみなせないもの） アンテナ・防犯灯・防犯ブザーなどの設置、オール電化工事、エコキュート等の給湯器設置、インターネットの配線設備工事、電話回線引き込み工事、各法令に違反する工事

次のページもご覧下さい

リフォーム工事内容別の補助対象の有無（一例）

対象	工 事 内 容	備 考
○	屋根の葺替え、外壁の塗装・張替え等の修繕工事等	屋根廻り、雨樋等も含む
○	部屋の間仕切りの変更、新設工事	
○	屋根・ベランダ・外壁等の防水工事、防火・耐火工事	
○	屋根・外壁・天井・床・窓等の断熱工事、防音工事	
○	浴槽・キッチン・洗面所・トイレ等の改修工事	器具・部品のための設置、交換、修理は×
○	建具・開口部等の取替え、新設工事	部品のみの設置、交換、修理は×
○	天井・壁紙・床の張替え等の内装工事	
○	棚・下駄箱・押入れ等の造付家具工事	
○	門扉・門柱・塀等の外構工事	部品のみの設置、交換、修理は×
○	バルコニー・テラスの設置	
△	増築	10㎡以内に限る
△	解体、撤去工事	解体のみは×、リフォーム工事が伴えば○
△	カーペットの取替え	パンチや溶剤で固定するタイプは○
△	給排水管・ガス管工事	リフォーム工事が伴えば○
△	バリアフリー工事、手すり設置等	市の他の補助金と重複する場合は×
△	木造住宅耐震化工事	市の他の補助金と重複する場合は×
×	白アリ防除、駆除（その他の害虫・害獣含む）	リフォーム工事が伴えば○
×	畳の入替え・表替え	
×	合併浄化槽設置・下水道接続工事	
×	太陽光発電設備設置	
×	家電製品の設置・取替え・配線工事、オール電化工事（照明器具・空調設備・ガス器具・給湯器等）	
×	テレビ・電話・インターネット等の設置、配線工事	
×	トイレのペーパーホルダーやタオル掛け等の備品の設置	
×	部材等を購入し、業者に依頼せず、自分で施工した工事	D I Y、日曜大工等×
×	カーテン・ブラインド・家具等の購入・設置	
×	庭・植樹・剪定等の庭園、造園工事	
×	防草シートの設置、砂利敷きなど単なる雑草対策	
×	防犯カメラ・防犯ライト等の設置、改修工事	
×	消毒等の薬剤散布	
×	水洗いのみ・ハウスクリーニング・排水管清掃等	
×	各法令に違反する工事	